

甲賀市告示第60号

地域農業経営強化促進計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により、下記のとおり地域農業経営強化促進計画を策定したので公告する。

令和7年3月28日

甲賀市長 岩永裕貴



1 地域農業経営強化促進計画地区

【水口町】山、宇田、田中、新城、今郷、貴生川町

【土山町】寺前、布引、末田（上駒月）、末田、東瀬音、野上野、土山茶、
黒川市場、黒川中之組、猪鼻、山中、山女原、南西、蟹坂、
土山東部

【甲賀町】岩室、神、大原中、鳥居野、相模、大原市場、田堵野、滝、和田、
高嶺、五反田

【甲南町】池田、下磯尾、竜法師、下馬杉、杉谷南、塩野、稗谷

【信楽町】黄瀬、神山、田代、畠、上朝宮、柞原、小川、西、多羅尾、朝宮茶

2 縦覧場所（任意記載）

甲賀市役所 産業経済部 農業振興課
甲賀市水口町水口6053番地